平成 26 年２月５日

各　位

会 社 名　　日本ペイント株式会社
代表者名　代表取締役社長　酒井　健二
（コード番号：4612 東証第一部）
問合せ先　　執行役員総務部長
赤木　勤
（TEL 06-6455-9141）

(訂正)「Wuthelam グループとの協業関係深化に向けた戦略的提携に関する基本合意書の締結、アジア地域の合弁会社の持分取得(子会社化)、第三者割当による新株式の発行、並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 26 年２月３日付で発表いたしました「Wuthelam グループとの協業関係深化に向けた戦略的提携に関する基本合意書の締結、アジア地域の合弁会社の持分取得(子会社化)、第三者割当による新株式の発行、並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」の内容につきまして、一部に訂正がございましたので、下記のとおりお知らせいたします（訂正箇所には下線を付しております）。

なお、各項目番号及びページ番号は、平成 26 年２月３日付「Wuthelam グループとの協業関係深化に向けた戦略的提携に関する基本合意書の締結、アジア地域の合弁会社の持分取得(子会社化)、第三者割当による新株式の発行、並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」における項目番号及びページ番号を示しております。

記

【3 ページ】

（２）提携の内容

(訂正前)

名　　称	所在国	現在の議決権割合
Nippon Paint (H.K.) Co Ltd.	香港	40%
Nippon Paint (Singapore) Co., Pte., Ltd.	シンガポール	40%

(訂正後)

名　　称	所在国	現在の議決権割合
Nippon Paint (H.K.) Co., Ltd.	香港	40%
Nippon Paint (Singapore) Co., Pte. Ltd.	シンガポール	40%

【4ページ】
(訂正前)

④Wuthelam 社ら及び当社は、将来的に、当社が自ら又はその子会社を通じて本合弁会社持分取得の対象の合弁会社及び P.T. Nipsea Paint and Chemical Co., Ltd.（インドネシア）その他アジア地域における Wuthelam グループ等と当社とで運営する合弁会社の株式の全てを保有できるようにするために必要な協議を、相互に誠意を以て行うこと。

(訂正後)

④Wuthelam 社ら及び当社は、将来的に、当社が自ら又はその子会社を通じて本合弁会社持分取得の対象の合弁会社及び P.T. Nipsea Paint and Chemicals（インドネシア）その他アジア地域における Wuthelam グループ等と当社とで運営する合弁会社の株式の全てを保有できるようにするために必要な協議を、相互に誠意を以て行うこと。

【4ページ】
(訂正前)

なお、当社は、平成 19 年６月 28 日開催の第 182 回定時株主総会において「大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を導入し、平成 22 年６月 29 日開催の第 185 回定時株主総会及び平成 25 年６月 27 日開催の第 188 回定時株主総会においてこれを継続しておりますが、本基本合意書において合意された本第三者割当増資及び Wuthelam グループによる当社株式の取得については、本日開催の当社取締役会においてこれに同意し、同買収防衛策に規定する大規模買付行為には該当しないこととする旨を決議しております。

(訂正後)

なお、当社は、Wuthelam 社らが、本第三者割当増資の実行日からその後２年間が経過する日までの期間に限り、自ら又は Wuthelam グループ等をして、本第三者割当増資実施後における株式数を前提として、Wuthelam 社ら及び Wuthelam グループ等の保有する当社株式の当社の発行済株式総数に対する割合が 39.0%を超えない限度において、当社の株式を立会外取引を除く取引所金融商品市場における取引によって追加で取得し又は取得させるという意向を有していることを承知しており、当社としても、Wuthelam 社らが、その限度で、当社の株式を追加的に取得することについては了承しております。もっとも、Wuthelam 社らが保有する当社の株式の議決権割合が当社の成長により将来的に低下していくことはあり得るところです。

また、当社は、平成 19 年６月 28 日開催の第 182 回定時株主総会において「大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」を導入し、平成 22 年６月 29 日開催の第 185 回定時株主総会及び平成 25 年６月 27 日開催の第 188 回定時株主総会においてこれを継続しておりますが、上記に関連して、本基本合意書において合意された本第三者割当増資及び Wuthelam グループによる当社株式の取得については、本日開催の当社取締役会においてこれに同意し、同買収防衛策に規定する大規模買付行為には該当

しないこととする旨を決議しております。

【7ページ】

（１）Nippon Paint (H.K.) Co., Ltd.

(訂正前)

（７）　大株主及び持分比率	Nipsea Pte Ltd　：60％ 当社　：40％

(訂正後)

（７）　大株主及び持分比率	Nipsea Pte Ltd.　：60％ 当社　：40％

【8ページ】

（３）Nippon Paint China Holdings Co., Ltd.の子会社

(訂正前)

（１）　名　　称	Langfang Nippon Paint Co., Ltd.

（７）　大株主及び持分比率	Nippon Paint China Holdings Company Co., Ltd.　100％

(訂正後)

（１）　名　　称	Langfang Nippon Paint Co., Ltd.

（７）　大株主及び持分比率	Nippon Paint China Holdings Co., Ltd.　100％

【10ページ】

（４）Nippon Paint (China) Co., Ltd.

(訂正前)

（５）　資　　本　　金	US$1,000万

（７）　大株主及び持分比率	Nipsea Pte Ltd　：60％ 当社　：40％

(訂正後)

（５）　資　　本　　金	US$1,900万

（７）　大株主及び持分比率	Nipsea Pte Ltd.　：60％ 当社　：40％

【10 ページ】

（５）Guangzhou Nippon Paint Co., Ltd.

(訂正前)

（５）	資　　本　　金	US$1,000

（７）	大株主及び持分比率	Nipsea Pte Ltd　：60％ 当社　：40％

(訂正後)

（５）	資　　本　　金	US$1,000 万

（７）	大株主及び持分比率	Nipsea Pte Ltd.　：60％ 当社　：40％

【11 ページ】

（６）Nippon Paint (Chengdu) Co., Ltd.

(訂正前)

（７）	大株主及び持分比率	Nipsea Pte Ltd　：60％ 当社　：40％	
（８）	上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社は当該会社に対して 40%出資しております。
		人的関係	当社は当該会社へ董事を２名派遣しております。
		取引関係	当社は当該会社へ技術供与を行っております。

(訂正後)

（７）	大株主及び持分比率	Nipsea Pte Ltd.　：60％ 当社　：40％	
（８）	上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社は当該会社の議決権の 40％を保有しております。
		人的関係	当社は当該会社へ董事を２名派遣しております。
		取引関係	当社は当該会社へ技術供与を行っております。

【11 ページ】

３．持分取得の相手先の概要

(訂正前)

（１）	名　　称	Nipsea Pte Ltd

(訂正後)

（１）	名　　称	Nipsea Pte Ltd.

【13ページ】
(訂正前)

シンガポール	Nippon Paint (Singapore) Co., Pte., Ltd.	11%	18億円～34億円
	Nipsea Technologies Pte. Ltd.	１%	

(訂正後)

シンガポール	Nippon Paint (Singapore) Co., Pte. Ltd.	11%	18億円～34億円
	Nipsea Technologies Pte. Ltd.	１%	

【13ページ】
(訂正前)

また、当社は、Ｊ．Ｐ．モルガンから、平成26年２月２日付で、一定の前提条件のもと、本合弁会社持分取得対価が当社にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン（以下「ＪＰＭフェアネス・オピニオン」といいます。）を取得しています。

(訂正後)

また、当社は、Ｊ．Ｐ．モルガンから、平成26年２月３日付で、一定の前提条件のもと、本合弁会社持分取得対価が当社にとって財務的見地から公正である旨のフェアネス・オピニオン（以下「ＪＰＭフェアネス・オピニオン」といいます。）を取得しています。

【16ページ】
（２）調達する資金の具体的な使途
(訂正前)

本合弁会社持分取得は、当社にとっては、当社と Wuthelam グループとの提携の中でも極めて重要な意味を有していることから、本第三者割当増資の実行に先だって合弁会社の持分取得が行われるものとして合意されております。本第三者割当増資の払込みに先立って、本合弁会社持分取得に係る対価を支払うことが必要になるため、本合弁会社持分取得に係る対価の支払いのために、金融機関からの借入れ（時期及び詳細は未定）を実施することを予定しております。なお、Nipsea International Limited は、本第三者割当増資の払込みのため、金融機関からの借入れを実施することを予定しておりますが、十分な額の借入れを行うことができなかった場合には、必要に応じて自己資金を充当することも考えているとのことです。もっとも、実際に本第三者割当増資の払い込みが行われるまでに各国の競争当局の企業結合に関する届出許認可等、関係当局の許認可等の取得のため相当長い期間を要することが予想されるため、借入れの具体的な時期やその他の詳細については今後決定する予定であるとの報告を受けております。また、当社が持分を取得する予定である合弁会社のうちいくつかの合弁会社の持分取得についてのみ、各国の競争当局の企業結合に関する届出許認可等、関係当局の許認可等を得た場合（待機期間がある場合には、その期間も経過した場合）であっても、このような一部の合弁会社の持分のみを先行して取得するこ

とは想定しておりません。Nipsea International Limited から当社に払い込まれる金銭のうち、上記差引手取概算額 101,171,358,000 円は、当社の銀行口座において管理した上で、今後締結される予定である当社と金融機関との合意等に従い、遅くとも、払込期間が終わる月の翌月である平成 27 年３月頃までに金融機関からの借入れに対する弁済及びその他必要費用に充当することを予定しております。

(訂正箇所)
上記下線部分を削除。

【18 ページ】
（１）割当予定先の概要
(訂正前)

⑤　資　本　金	HK$145,000

⑫　大株主及び持分比率	Nipsea Holdings International Limited　100%

(訂正後)

⑤　資　本　金	HK$145,000 万

⑫　大株主及び持分比率	Nipsea Holdings International Ltd.　100%

【19 ページ】
（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容
(訂正前)

割当予定先からは、金融機関からの借入れを実施することを予定しておりますが、十分な額の借入れを行うことができなかった場合には必要に応じて自己資金を充当することも考えている旨の連絡を受けております。もっとも、本第三者割当増資にかかる払込日までに、金融機関からの借入れを実施し、払込みに必要な金額に足りる資金の準備を完了する予定である旨の報告を得ております。また、割当予定先からは、本第三者割当増資の実行及びその前提となる本合弁会社持分取得の実行について、割当予定先又は当社において、各国の競争当局の企業結合に関する届出許認可等、関係当局の許認可等を得ることが必要になることが想定され、当該届出許認可等が履践され、（待機期間がある場合には）待機期間が経過するまで相当長い期間を要することが予想されるため、その詳細については今後決定する予定であり、現時点においては、具体的な借入れの詳細は決定されていない旨の報告を受けております。

加えて、当社と Wuthelam グループとは、1960 年代以来、Wuthelam グループがマジョリティを有するかたちで本合弁事業を運営してきたところ、当社は、Wuthelam グループが長年にわたり、収益性の非常に高い本合弁事業から安定して収益を計上してきたものと認識しており、割当予定先についても、かかる安定した財務基盤を有する Wuthelam グループの一社として Goh Hup Jin 氏が代表を務める会社であることから、本第三者割当増資に対する払込みについて問題がないと判断しております。

（訂正箇所）

上記下線部分を削除。

以　上